

秋田市告示第117号

秋田市河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和8年3月23日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 施設名 秋田市河辺高齢者健康づくりセンター
- 2 指定管理者 秋田市河辺三内字丸舞1番地1  
河辺地域振興株式会社  
代表取締役 尾 形 和 雄
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで